

事業所名 グループホーム町屋
運 営 推 進 会 議 開 催 報 告 書

開催日時 2022年 12月 26日(月)開催分	
参加者(照会依頼含む)	議 題
利用者 0名	① 行事報告
利用者家族 0名	② 行事予定
地域住民の代表者 0名	③ 身体拘束適正化検討委員会
市職員 0名	④ その他
地域包括支援センター職員 0名	
事業所 2名	
会 議 録	
<p>2022年12月26日に行う予定でしたが、事業所の都合により開催を中止しました。</p> <p>① 行事報告</p> <p>◆1号館・2号館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月9日 インフルエンザ予防接種希望者の利用者様にインフルエンザ予防接種後を行いました。接種後も、体調不良等はなくお過ごしになりました。 ・11月16日、17日 紅葉狩りに定光寺公園まで出掛けました。道中の車内でも、街並みを見ながら利用者様同士お話をされ楽しそうなお様子でした。公園内では、赤く色づいた紅葉をお楽しみ頂けました。 ・11月17日 施設でおでんを作り、昼食時に提供をさせて頂きました。利用者様もおでんを美味しくそうにお召し上がり頂けました。 ・12月～ 利用者様のコロナワクチン接種(5回目)の接種希望者の方に順次接種を行っています。接種後も、体調不良等はなくお過ごしになられています。 	

・12月23日 おやつ時にクリスマス会を行いました。クリスマスケーキを提供させて頂きました。クリスマス会の途中では、サンタ、トナカイからプレゼントをさせて頂きました。各利用者様が喜んで頂けたり、楽しそうにお過ごし頂きました。

② 行事予定

◆1号館・2号館

- ・1月 誕生日会
- ・2月 誕生日会・節分

③ 身体拘束適正化検討委員会

◆介護を必要とする高齢者の「尊厳」を守るとはどのような意味か、また、「尊厳」を守り身体拘束を行わないケアの仕方

1. 「尊厳を守る」とは

「尊厳」という言葉の意味は、「とうとくおごそかなこと。気高く犯しがたいこと。またそのさま。」とされています。そのため「尊厳を守る」ということは、その方の体面を貶めることなく、名誉や自尊心を傷つけないことといえます。

介護現場で利用者のケアを行うときには、利用者は一人の人としてとらえ、「身体面」「精神面」「社会面」それぞれで注意を払うことが必要です。また、ケガや病気の発生その他、機能・能力などの低下を防ぐことが必要です。

2. 介護現場での基本的な「尊厳」の考え方

利用者の尊厳を損なうことなく豊かな生活を送ってもらうためには、身体・精神・社会のそれぞれに注意することが必要です。

3. 介護現場で起こりうると思われる不要な身体拘束とは

介護現場における身体拘束とは、例えば多動の利用者様を立ち上がれない様に抑制する目的で体を縛ったり、部屋に閉じ込めたりする事です。身体拘束には、不適切な薬物投与による行動抑制や、「座ってください」、「ちょっと待って」といった言葉による行動制限も身体拘束に当たります。

4. まとめ

町屋では、開設当初より身体拘束を行っていません。先程の身体拘束の例で挙げた、多動の利用者様に対して、体を縛ったり、部屋に閉じ込めたりする事は最終的な事であり、身体拘束に当たります。身体拘束を行う前に、介護職員が対応出来る事を考え、対応やケアをしていく事が大切だと思います。

多動の方には、集中できる作業の提供を探す事や外を散歩して気分転換をして頂く事もあります。「座ってください。」、「ちょっと待って」ではなく、「どうされましたか？」等の言い方に変えます。また、トイレに行きたいのではないか、パットは濡れていないか、帰りたいのではないか等の原因を考える事も大切だと考えています。

まず、身体拘束を行わず、段階を考えて対応する事が大切だと思います。不要な身体拘束は、利用者様の尊厳を損なうだけでなく、やる気の低下、ADLの低下、皮膚トラブル（褥瘡）等、身体拘束を行うと、また別の問題が生まれてくると思います。

今後も、問題の理由を探る事を、まず考えて対応ケアをして行きたいと思います。

③ その他

コロナウィルス感染予防の為、照会依頼にて参加予定者から意見をお聞きする予定でしたが、事業所の都合により今回は中止とさせて頂きました。